

参議院建設委員会會議録第十六号

昭和三十六年三月三十日(木曜日)

午前十時四十一分開会

委員の異動

本日委員小山邦太郎君、西田隆男君及び武蔵常介君辞任につき、その補欠として後藤義隆君、青柳秀夫君及び井川伊平君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 稲浦 貞蔵君
理事 田中 清一君
松野 孝一君
内村 清次君

委員

青柳 秀夫君
井川 伊平君
岩沢 忠恭君
小沢久太郎君
後藤 義隆君
村松 久義君
米田 正文君
田中 一君
武内 五郎君
藤田 進君
田上 松衛君
小平 芳平君
村上 義一君

國務大臣

建設大臣 中村 梅吉君

政府委員

建設省道路局長 高野 務君
建設省住宅局長 稗田 治君

事務局側

常任委員 武井 篤君
会専門員

説明員

大蔵省主税局長 志場喜徳郎君
税制第二課長 植山 つる君
厚生省児童局長 加藤 威二君
厚生省保険局長 福田 芳助君
厚生省引揚援護局長 佐々木 喜久治君
自治省財政局理財課長

本日の會議に付した案件

○道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(稲浦貞蔵君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

初めに道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引き続き質疑を行ないます。

○小平芳平君 道路が非常に悪くて、日本の国では特に大都市も悪いし、いなかも悪いし、非常に道路が悪い。満足な高速道路も一本もまだない。いろいろな原因はあったことと思いますが、どうしてもこの際道路を緊急に整備しなければならぬという段階であることは、国民ひとしく待望している。

点でありますし、今回の道路整備緊急措置法を改正して大々的に道路を整備しようというこの案に対しては、だれしも大きな期待を持っているところと、思っています。ところで一番この際不安に思ふことは、そういう五年間二兆一千億というような大きな将来の事業をここで策定していかうというときに、経済の見通しであります。それは経済企画庁の方でいろいろ作業をなさっていらつしやることだし、池田内閣としても所得倍増計画という昨年の夏以来で一つの見通しをもつて推進してこられたわけですが、ところでどうも最近の傾向としては、所得倍増計画の内容についても、いろいろ総理大臣あるいは企画庁その他の大臣から御説明があつて、大体内容がはつきりしてきたわけですが、どうも経済の見通しとしては必ずしもそのような高度成長をとげることができぬかどうか危ぶまれている。これはないか、あるいは設備投資の過剰とかあるいは物価が上つて上がつて、所得倍増よりも物価倍増が先ではないかとか、いろいろそういう不安な不安も相当起きてきているのは事実だと思ひます。ところで建設省としては、今後経済界がどの程度変動した場合にはこの計画が危くなるかどうか、あるいはどの程度の経済界の変動ならばこの程度の計画は十分遂行できるか、そういうような点についてお伺ひしたい。

○國務大臣(中村梅吉君) ただいまお尋ねのございました点は、私もたいしたしましては、大體道路の財源の大部分がガソリン税収入でございまして、若干経済には見通し通りでない場合が起き、若干の変動がないとはいへないと思ひますけれども、しかし自動車増勢というものは、また同時にガソリンの需要というものは、時代の趨勢で多少の経済界の変動がありましても、さして増勢がとまつてしまつて、このことはあり得ないと思ひます。今度の五カ年計画におきましては一般財源からの繰り込みは五カ年で八百数十億という見通しでございまして、万一、国家財政に多少異同があるにいたしまして、そういう過程を考へてみるにいたしまして、私はこの道路整備五カ年計画は遂行できる、そのくらいのことには一般財源で補なつていくというところは可能であると、こゝう思つております。従いまして私もいたしましては、この道路整備五カ年計画は日本の道路事情にかんがみまして、なし遂げなければならない最低の線と心得て、是非でも実行に移して参りたい、かように考へている次第であります。

○小平芳平君 そうしますと、経済界が多少変動しても、この程度の計画は最低限の計画としてなし遂げられるという大臣の御答弁でありますからそれでけっこうだと思ひます。ところで、今後問題になるとすれば設備投資の過剰とか、そうすると公共投資というものが当然一つの問題にあげられる可能性が大いにあるわけでありまして、それが公共投資あるいは設備投資というものが相当問題になつても大丈夫だといふ見通しがあるのでしょうか。

○國務大臣(中村梅吉君) 十分私としては専門の知識がございせんから何であります。設備投資の過剰といふことは、今の、ことに政府の所得倍増計画等について民間の一般が非常な関心を持ち強く受け取つておりますので、現在設備投資がどうも過剰傾向にあるようにうかがえるのでございまして、これらは民間の人たちにいたしましては無方針で設備投資をしたり、あるいはやつてみたが、ところが限度と思へば差し控へるという経済界の人たちには良識もそろばんもあると思ひます。で、またこれがどうしても行き過ぎの状態であるとすれば政府としてもそれに多少の、前の石橋内閣の後に行ないましたような方法等によりまして、設備投資を抑制する道もありますから、政府内部の国家財政及び産業経済を担当いたしております大蔵省とか経済企画庁、通産省等におきまして、それぞれ所要の措置を講ずれば、私は日本経済がこの計画されておる道路整備もできないようなことは絶対にあり得ない、またあつてはならない、こゝう思つておるわけです。

○小平芳平君 ガソリン税収入が大部分になるわけですが、世銀からの借款はどのくらい予定されておるわけですか。

○国務大臣(中村梅吉君) 今のところ

実は日本道路公団が四千万ドル借り入れることになっておりますが、その後、引き続き交渉は続けるつもりでございますが、現在のところ見通しが確立いたしておりますのは四千万ドルでございます。前に四千万ドル借りまして、合わせて八千万ドルということでございます。ほかとのつり合いの上、この程度が限度であるということをお、この借り入れをいたしました高速道路の整備をいたす交渉は続けていくと考えておるわけでございます。

○小平芳平君 世銀借款は名神国道に投入されておるわけだと思ひますが、その名神国道と世銀借款の比率は大体どのくらい。それから今後、もし世銀から借りてやるのであれば、どの辺が予定されておるか。今そういう予定があまりしなかつたお聞きしたい。

○国務大臣(中村梅吉君) 名神国道の総投資額と世銀借款との比率、今算出したしまして申し上げることにいたします。あと引き続き交渉してみたいと考えております。他の部分につきましては、まだこのような想定をいたしておるような部分はないわけでございます。

○政府委員(高野務君) 世銀の借款につきましても、名神高速道路に對しては四千万ドルの契約ができております。さらにこれを追加しようとしておるわけでございまして、今大臣がお話になりましたごとく、あとだ四千万ドルが借りられまして八千万ドルになりますと、総額に對して三割程度でございます。

○小平芳平君 高速道路の東海道、それから中央道、それから首都高速道路と、今建設を進めようとしておるわけですが、その部分についての借り入れについての検討はなされてないのですか。

○政府委員(高野務君) 首都高速道路につきましても、ただいま計画でやっております中では、東京都の出資金はございますが、世銀の借り入れ等は考えておりません。また、中央道、東海道にしましては、今後の問題でございまして、現在のところ借款というような問題については考えられておりません。

○田上松衛君 ちょっと関連して。昨年、岸日本道路公団総裁が世銀と交渉して内諾を得たといわれた数字は、たしか六千万ドルと承知しておるわけですが、ところが、これが先般四千万ドルに減額された。そして日本政府もそれを了承し、道路交回もそれを了承したようなふうになっております。どういう関係においてこういうことになったかというところをお聞きできれば、この際一つお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) これは当初一億ドル借り入れの計画を立てまして、うち四千万ドルが契約ができて、残りの六千万ドルについて折衝中であつたわけでございます。で、世銀側の言い分、先だつてうち世銀副総裁や何かが見えましての話の様子によりまして、日本経済も相当に成長して、あるいは世銀としても後進地域の開発に相当力を入れなければならぬ。日本経済の現状はむしろその方を手伝つてもらつてもいさるべき段階まで成長しているんじゃないかというような意見

向と、もう一つは、ほかの、電力借款ですか、八千万ドルに達したものがあつたのであります。そのほかの事業との関連からいっても、今のところもう四千万ドルをきめて、そうして八千万ドルでその方との均衡を保ちたいというふうな意向で、目下のところ四千万ドルの傾向が強く、いま四千万ドルとありあえず借りることにしようという段階にございましてあります。

○田上松衛君 お聞きしたい点、建設省は、日本道路公団なりあるいは建設省なりの事業計画の内容について、検討を加えられた結果に基づくのではないかどうか、その点なんです。

○国務大臣(中村梅吉君) そうではございせん。

○小平芳平君 そうしますと、まあ本来から言へば国力で道路は作るべきもので、外国から金を借りて作るとか、あるいは道路は採算が合うから作るとか、採算が合わないから作れないとかいう趣旨のものではないと思ひます。か、ところで今後のそういう財政上の見通しについて、大蔵省から来ていられるそうですが、今後の見通しとしてガソリン税と一般会計でやつていかれる予定ですか、その点について見通しをお尋ねしたい。

○説明員(志場嘉徳郎君) 私主税局でございまして、予算全般の、主計局としての立場からのお話は申し上げかねるわけなんです。お話を申し上げますが、ガソリン税及び地方道路税に對してのみ申し上げますと、先日申し上げました通り、今回の二兆一千億円の計画の中において揮発油税、地方道路税及び軽油引取税という三税と申しますか、この三税が占めておる割合

は、前回の、現行の一兆円計画における六二%とほぼ同じ割合の六二・四%になっております。まあ、今後国民経済、また国民所得が年々増加するといふこのことを考えますと、この程度の比率で税収を期待するといふことはさしたる無理はないんじゃないかと思ひます。しかも、これら三税につきましても、従来のガソリン等の使用の増加の割合及び将来の所得倍増計画に基づきますところの昭和四十五年度における需要見込み、これも仄聞するところによりますと、あるいは若干過小見積もりではないかというようない意見も一部にあつたというようないておりますけれども、それと結び合

わせますと、現在が大体二〇%の増に對する増加を示しておりますものを、五年のうちに前年一割一分程度の増加といふふうになり、なだらかにも大きくなる関係もありまして、なだらかに率が増減しておりますけれども、そのような見方からいたしまして、この税収の見方につきましては無理はない、こういうふうには考えておるものでございまして、なお、国の一般財源も、現行の一兆円計画のもとにおきましては、三百七十七億円となつておるに三・二%でございまして、たつた九十九億円、四・一%、若干率はふえておられますけれども、しかし、五年間にとにかく総額として八百五十九億円でございます。今後の国民経済の成長に伴う租税全体の自然増収といふことを考えますならば、この程度の見込みにつきましても決して無理はないものといふふうには考えておる次第であります。

○小平芳平君 道路局の方ではこの法律案が通り次第、計画にさつそく入ると思ひますが、今の程度の抽象的なことしかわからないわけですか、道路整備五カ年計画の構想について、これ以上のもうちょっと詳しいことは資料として何も出てないようですが、いかがでしょうか。

○政府委員(高野務君) お手元に提出しております、新しい五カ年計画の構想について、というものがございまして、五カ年計画につきましても、昨年来五カ年計画の作業を、総投資あるいは積み上げという点から、いろいろな点を検討しておるわけでございまして、各県、各地域につきましても、路線ごと、箇所ごとの資料の積み上げもしてあるものであります。しかしながら、さらにこれは道路整備緊急措置法を通していただきまして、その上で各省各庁とさらに協議をいたしまして、細部の確定をする必要があると思ひます。従いまして、ただいまのところ、まだ細部にわたる資料を提出するまでの段階になつていないのでございまして。

○小平芳平君 ただいまこの高速自動車国道については、名神高速自動車国道、小牧―西宮間の建設を完了するとともに、東海道幹線自動車国道及び国土開発縦貫自動車道中央自動車道については、緊急を要する区間の建設に着手する、こういう表現になっておりますね。ところでこの緊急を要する区間というところですが、これはたとえばどの辺が予想されるのか、あるいは全体として何パーセントぐらいが予想されるとかというふうなことはわからないでしようか。

それからもう一つお尋ねしたいの

は、東北自動車道、東北高速自動車道、これについての一応の調査ができたというのを新聞でちょっと読んだのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(高野務君) 高速自動車国道につきましては、名神高速自動車国道を昭和三十八年度までに終わらせてしまいたいと思います。また、国土開発院自動車道中央自動車道、それから東海道幹線自動車道、これはいずれもそれぞれの法律を通していただいておりますので、また調査も進んでおりますので、この五カ年間にできるだけ事業費も入れまして、緊急を要する区間の建設をいたして参りたいと思っております。それで、ただいま五カ年計画の作業をしておるわけでございますが、この中央道にあるいは東海道にどれだけの費用を入れて、どういような区間を建設するかという事は、最後の今検討中でございます。またその上で建設省で案を作りまして、また各省にも協議して閣議決定に持ち込むという段階になっております。それから東北自動車道につきましては、三十五年度に百五十万の調査費をいただきまして調査を始めたのでございますが、三十六年度は四百五十万の調査費を計上いたしました。さらにこの調査を進めて参りたいと考えます。またその他の縦貫自動車道につきましては、中国自動車道に二百五十万、九州自動車道に百五十万の調査費が計上されておりますので、私どももいたしましては全国の縦貫自動車道の網につきまして調査をいたしまして、網の計画の確定をはかりたいと思っております。

○委員長(稲浦鹿藏君) 小平君、いいですか。——ほかに御質問の方はございませんですか。——ほかに御発言もなければ、質疑は終了したものと認め、これより本案について討論を行ないます。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○内村清次君 私は日本社会党を代表して、本案に対し、次の諸点を前提といたしまして賛成をいたします。

道路の整備が緊急に実施されますことは、今日国民の誰もが熱望していることは疑いなく、ところでございまして、総額二兆一千億に達する新道路整備五カ年計画を策定するための根拠法である本案の審議にあたりまして、なお次のような点に心配が残りますので、これらの点を十分善処せられますことを要する次第であります。

すなわち、一つ、従来の五カ年計画の経過を見ましても、その期間中に完遂を見ることなく、途中でしばしば改定せられておるので、今回の五カ年計画については最後まで変更することなく完全に実施することを要望いたします。

二つ、五カ年計画の内容には整備目標、事業量を定め、目標には総投資額を定めておられますが、物価上昇等にかかわる単価の増加等に対しましては、計画事業量は完全に実施することをお願いいたします。

三つ、五カ年計画の財源となる揮発油税、地方道路税、軽油引取税等については今回の増税は不満であり、もはや限度に達していると見られるので、将来これ以上には増税しないことを要望いたします。等であります。

道路の整備は今日最も急を要する問題でありますから政府はこれらの点に意を用い、全力をあげて五カ年計画を完全に実施するよう要望いたします。

○委員長(稲浦鹿藏君) ほかにございせんか。

○田上松衛君 民主社会党を代表いたしまして希望を付して賛成いたしたいと思っておりますが、希望の内容、今、社会党の方から出された三つの事項ごとく私も考えていることと一致しているわけであります。従って、今さらこれを繰り返さないでそのまゝの希望と御承知願いたい。内村さんから言われたように、国民の期待というものはむしろ計画された側よりも、もっと強いものがあるかと考えるのであります。どうぞ期間内にこれが完遂して、みごとに有終の美をなすように希望しまして賛成いたします。

○委員長(稲浦鹿藏君) ほかにございせんか。ほかに御発言もなければ討論は終結したものと認め、これより本案の採決を行います。道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案全部を問題にいたします。本案を原案通り可決することに御賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(稲浦鹿藏君) 全会一致であります。よって本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。なお、審査報告書につきましては委員長に御一任願います。

本会議が始まりますから休憩いたします。

午前十一時十三分休憩

午前十一時五十五分開会

○委員長(稲浦鹿藏君) 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めめるの件を議題といたします。

前回、説明を聴取しておりますので、これより質疑に入りたいと思っております。質疑のおありの方は順次御発言願います。

○田中一君 とりあえず提出された資料について説明をお願いします。

○政府委員(神田治君) お手元にお配りしてございまして、「公営住宅建設三カ年計画の年度割戸数」でございまして、一応三カ年計画といたしましては十七万一千戸。第一種公営住宅が六万六千戸、第二種公営住宅が十万五千戸。これが御承認を求めています内容でございますが、その年度割りは、大体建設省としましてどういようように考えているかと申しますと、三十六年度は予算にもございまして五万二千戸でございまして、三十五年度に比べますと、備考の欄にございまして四万九千戸から三千戸ふえておるわけでございまして、三十七、三十八と五千戸ずつ伸ばして五万七千戸、六万二千戸というように考えておるわけでございまして。

なお第一種、第二種の内訳の戸数は、三十六年度は第一種が二万一千、第二種が三万二千、三十七年度は第一種が二万二千、第二種が三万五千、三十八年度は第一種が二万三千、第二種が三万九千というように、三十七、三十八と第一種公営住宅には千戸増、第二種公営住宅は四千戸増というように戸数で一応の考え方を立てておるわけであります。

○田中一君 この第四次の三カ年計画の不燃率を戸数で示して下さい。

○政府委員(神田治君) 第四次の不燃率の問題でございまして、原則といたしましては承認を求めています内容にございまして、その大半を不燃堅牢構造とし、建築の立体化と規模の引き上げをはかるといふ精神を貫いていくわけでございまして。

第一年度の三十六年度予算におきましては、不燃率は五五%でございまして、三十七、三十八につきましては、これは三十七年度予算、三十八年度予算の具体的な予算折衝でございまして、なるわけでございまして。建設省といたしましては、三十六年度はすでに政府部内としましては五五%の不燃率でございまして、三十八年度には不燃率は飛躍的に増進したいというように考えておるわけでございまして、この計画の中に不燃率全体で幾らというのとは、実際のこれからの予算折衝のときに、その年の年々でございまして、こういうわけでございまして。

○田中一君 では、三十六年度の第一種、第二種の不燃率を分けて説明して下さい。

○政府委員(神田治君) 三十六年度におきまして、第一種の不燃率は六一・二%、第二種の不燃率は五一・三%でございまして。

○田中一君 では、あとから来た資料の説明をお願いします。

○政府委員(神田治君) 第一期から第

三期までの公営住宅建設三カ年計画と実績でございます。ごらんのように第一期は計画戸数は十八万戸でございまして、実績は十二万四千二百戸でございまして、第二期は十五万五千戸でございまして、実績の総計が十四万二千九百九十五戸でございまして、第三期は十五万七千戸の計画でございまして、十四万四千二百戸でございまして、ただ第三期におきましては、その年に初めて不良住宅地区改良住宅の戸数を相当に、二千戸ほど出したわけでございまして、それを合計いたしますれば、カッコ書きにございまして、十四万六千二百二十戸ということになるわけでございまして。

○田中一君 なぜ実績が計画よりも下回っておるかという点ですけれども、これ各一期ごとにとれば財政上の理由とか何とかあるでございまして、けれども、これ率直に言っていただいたいの思ふのです。

○政府委員(神田治君) 公営住宅法について法律上の見解を申し上げますと、第六条の六項でございまして、内閣は、昭和二十七年以降毎年度、国の財政の許す範囲内において、第三項の規定により国会の承認のあった公営住宅建設三箇年計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならぬ。という項目があるわけでございまして、で、「財政の許す範囲内において」ということでございまして、一応その年の国の全体の予算の範囲内において最大の努力をしたということでございます。大体はまあ国の財政の結果というところに相なるわけでございまして、第一期について申し上げますと、十八万戸というように、平均にし

ますと年六万戸というような計画でございまして、これは昭和二十六年までは公営住宅は単年度にその半分くらい、三万くらい戸数で来たのでございまして、それで倍以上に第一期で伸ばして計画したわけでございまして、なかなか地方公共団体の受け入れ体制というものがございまして、急激な伸び方が消化困難であったというような事情もございまして、従いまして、第二期におきましては十五万五千戸というように計画が縮小しまして、そのかわり公営住宅だけではなかなか住宅難の解消は困難であるというので、三十年度に公団が発足したというような事情がございまして、第二期、第三期等におきまして戸数が若干下回っておりますのはもちろん財政上の理由もございまして、なお若干の不燃率等を高めていきたい、戸数だけでなしに、やはり耐久性のある、富の蓄積となるような形の公営住宅を徐々にふやしていくべきだというような考えも加わりまして、戸数としては下回ったわけでございまして。

○田中一君 第二期の第二期が計画よりも上回っているというのはどういう理由でしたか。

○政府委員(神田治君) 第二期等におきまして、第二種公営住宅の計画戸数が上回っておりますのは、公団住宅でございまして、あるいは住宅金融公庫の融資を受けるところの地方公共団体の出資しました協会の住宅、そういうようなものが第一種につきましてはかなり同じような階層につきまして供給される向きもございまして、そこで低所得者のうちでも一万六千円以下の低所得者の方により住宅難救済の

手を手厚く差し延べようというわけで、こういうような結果になったわけでございまして。

○田中一君 厚生省の福祉課来ているようですか、ちよつと出て下さい。

○委員(福浦龍藏君) 厚生省より引揚援護局庶務課長福田君が見えております。それから厚生省の保険局厚生年金保険課長加藤君、厚生省の児童局母子福祉課長植山君、三人が出席しております。

○田中一君 最初に福田さんに伺いますが、第一期、第二期、第三期の公営住宅計画と並行して、引揚援護費の余った分を引揚者住宅として住宅建設をやってきた、この戸数はどれくらいになりますか、年次別に。

○説明員(福田芳助君) 年度別をちょっと今、持ち合わせておりませんが、実は引揚者住宅につきましては、昭和二十九年年度から建設省が担当していただくとのことになっておるわけであります。そこでその一期、二期、三期に相当しますところのうち二十七年、八年につきましては厚生省単独でやりましたので、まずそれを申し上げますと、集団施設につきましては二十七年には十二施設、八百二十四世帯を入れられております。二十八年度は四十四施設、約二千世帯、一方集団でない方の個別の新規住宅は、二十七年は四千戸、二十八年度は約三千戸ということになっております。その次の二十九年年度からは建設省の計画ワケ内のものであります。二十九年度から三十四年度までの実績によりまして、集団関係は五千五百戸、個別の住宅は約四千戸ということになっております。

○田中一君 これはこの公営住宅の三年計画のほかのものですね。

○説明員(福田芳助君) 二十九年度からは、つまり建設省に移しましてからは公営住宅の範囲内、そのワケ内のものであります。

○田中一君 住宅局長、そうかい。

○政府委員(神田治君) 引揚者の住宅につきましては、公営住宅の中に取り入れてあるわけでございまして。

○田中一君 これの一種、二種の関係は、全部二種ですか。

○政府委員(神田治君) 引揚者の対策といたしまして、新規に引き揚げてくる引揚者につきましては、定着地がきまり次第建設するものがございまして、これは第二種公営住宅でございまして、それからすでに緊急的に引揚者を収容しておる施設でございまして、これをその老朽度合いに応じて別なところに住宅を建てまして移しかえをする、という引揚者住宅というものがございまして、これも第二種公営住宅を使つてやっておるわけでございまして、なお一般の散在しております引揚者につきまして、できるだけこの住宅を与えようというので、住宅の困難度合い等に依りまして、ある程度の優先的な入居の方式をとっておるわけでございまして、これにつきましてはその方々の所得に応じて第一種の場合も、第二種の場合もあるわけでございまして。

○田中一君 この集団施設は五千五百戸といつておるけれども、規模はどういうものですか、一戸当たりの規模というものは。

○政府委員(神田治君) 引揚者の集団施設につきましては、もとの兵舎等を使つておるものもありますし、工員住宅

の寮などを当てておるものもございするが、なお厚生省におきまして一応、応急的な収容施設として建設しましたものにつきましては、厚生省の方からお聞き取り願いたいと思ひます。

○田中一君 そうすると、この二十九年から三十四年までで、この集団分の今説明があったような兵舎を使つておるとか何とかというものは、その戸数というものはやっぱりこの三カ年計画のワケ内に入つておるのですか。

○政府委員(神田治君) 三カ年計画の中に入つて参りますのは、新規引揚でございまして、それから集団収容施設を疎開するために公営住宅を建てて収容する、そういうものでござい

○田中一君 それじゃ、引揚援護局の庶務課長の福田さんに、規模はどんなものですか。引揚者住宅として見ているものの個人の分はどの程度第二種の規模でやっておりますか。それから集団の方は、今住宅局長が言っているように、集団、今まであった応急住宅の中に入つておるものを、その施設を取りこわすとか、あるいはだめになったからだから与えるというものは、これはまあ従来の第二種住宅だと思ひますけれども、この厚生省の二十七年、二十八年にやっている分は相当小さなものと私記憶しているのですが、規模はどんなものですか。

○説明員(福田芳助君) 二十七年、八年、あるいはそれ以前のものにつきましては規模が非常にまちまちでありまして、もちろん集団につきましては先ほども答弁しましたように、兵舎の大集団もあり、工員程度の宿舎といった、まちまちな状況であります。個

別の住宅につきましては大体現在の建設省の計画に近い、大体同様なものを当時も建設しておいたわけでありま

す。
○田中一君 母子福祉課長に伺いますかね。あなたの方のやつはどういう施設でどういう実績になっておりますか。

○説明員(植山つる君) 母子世帯向きの住宅の対策といたしましては、三十九年度から第二種公営住宅に母子世帯を優先的に入居させますところの行政措置がとられて参りましたが、これを一段と強化いたすために昭和三十四年度からは、第二種公営住宅の建設戸数の中に一定のワケを設けて、これを母子世帯向け住宅というようにして建設していただいて今日までそれに当

て参りましたようなわけでござい

ます。この三十九年度からの母子住宅につきましては、三十九年度は四千五百五十九戸、三十一年度は三千八百八十一戸、三十二年度は千二百二十三戸、三十三年

度は千四百九十二戸、三十四年度は九百七十五戸、三十五年度は千二百二十四戸の母子住宅が建設されて当てられて

おります。
○田中一君 これはそうすると公営住宅の第二種の規模ですね、住宅局長。

○政府委員(神田治君) 母子世帯向けの住宅として、厚生省と協議して、地方公共団体の需要に応じて建設いたしておりますのは第二種公営住宅でござい

ます。
○田中一君 この建設は補助工事として地方公共団体にやってもらっているのですか。この引揚者住宅も母子施設も両方ともどういう形をとっておりますか。

○政府委員(神田治君) 引揚者住宅も母子世帯の対策のための住宅も公営住宅として建設しております、その入居の目的を明確にしておるという扱いでござい

ますので、公営住宅と全然一緒でございまして補助事業でござい

ます。
○田中一君 年金住宅、その次に伺いたいのですが、これはやはりそのワケ内

でやっておるのですか。それとも別ワケでやっておるのですか。

○説明員(加藤威二君) 厚生年金の還元融資住宅はこの公営住宅とは別ワケでござい

ます。
○田中一君 年次別の戸数を知らして下さい。

○説明員(加藤威二君) 二十七年

度から申上げますならば、二十七年

度は二千五百九十八戸、二十八年度は四千三百三十二戸、二十九年度は三千七百四十戸、三十年度は四千四百二戸、三十

一年度はそのほかに独身者用として二百五十五人分の独身寮を建てており

ます。三十一年度が四千七百九戸、そのほかに独身寮といたしまして八百十八人分

でござい

ます。三十二年度が四千七百二十一戸、独身寮が二千四百四十七人分。三十三年度が少し少なくな

りまして、三千十六戸、独身寮が二千三百七十三。三十四年度が三千七百四戸、独身寮が二千六百六十六人分。それから三十五年度が三千七百三十七戸、独身寮が三千五百三十四人でござ

います。
君、後藤義隆君、井川伊平君が選任されました。御報告いたします。

○田中一君 厚生年金住宅は全部不燃住宅でしたね。

○説明員(加藤威二君) 大体不燃住宅でござい

ますが、たとえば炭鉱の近くの住宅、炭鉱の住宅、それからしばらくするとまた移動する可能性があると

いうようなものについては木造もある程度ござい

ます。
○田中一君 不燃率はどのくらいになっておりますか。

○説明員(加藤威二君) 今不燃率の的確な数字を持ち合わせておりません

が、少なくとも八割ぐらいはあると思

います。
○田中一君 この厚生省が扱っております三つの別ワケの住宅対策費です

が、厚生年金のやつはこれは地方公共団体

に一定の何といひますか、期間と金利によつて融資をしております。融

資をするときも各産業別に融資をして

いる。それから母子寮、母子施設並びに引揚者の分あたりは各都道府県と

もどういふ形でやっておりますか。公営住宅と同じように、その担当の部局でやっておりますが、その以前の二十七年、二十八年分はどうなつてお

りますか。
○政府委員(神田治君) 公営住宅法の付則にあると思ひますが、一戸、一戸引揚者住宅として建設いたしました、もとの厚生省が所管しまして建てました引揚者住宅は、第二種公営住宅として公営住宅法の適用を受けることになつて

おります。従いまして地方公共団体におきましては、公営住宅を担当して

おる所管のところになつておるわけ

でございます。
○田中一君 そこでその引揚者のことを聞きますが、もう相当スラム化して

おるでしょう、全部。土地等も最初に作った、ことに二十七年前に作ったものはお

おねわね便利のいいところで作っているのですよ、割合に。しかし、そ

ういうところ相当スラム化しておると思

うのですよ。これは当然賃貸住宅になつておるわけでしょう。分譲はして

おりませんね。どうですか。公営住宅法によりますと、耐用年限の四分の一

経過した場合には、払い下げもできるのだといふことになっておるでしょ

う。しかし、これはおそらく引揚者の定着した連中から、どうしても自分に

買いたいたからというふうな申し出も相当あると思ふのですよ。しかし、現在

はどうなつておるのですか。全部都道府県が持つておつて、払い下げをして

おりませんか。
○説明員(福田芳助君) 引揚者住宅のうち相当数はその住居者の希望もありまして払い下げを行なつております。つまりその希望は性質上集団住宅には

これはほとんどないわけでありまして、これも、個別の住宅も数多くありますので、それについては一定の年限も過ぎておりますので、払い下げを行なつて

おります。
○田中一君 これは一つ大体どの地区でどのくらい払い下げをしておる、現在どのくらい残つておると、たとえば公営住宅に移る前の施設について一つ

資料として出していただきたい。というのは御承知のように平面的なそれ

よりももっと小さいような、マッチ箱

がりが相当しておるような土地に多いのですよ。これはちょうど二十八年か

二十九年だかに住宅局長通達か何かで

もつて一応とめましたね、払い下げと

いうものを、個人の土地はおそらく売つておるのじゃないでしょう、今の

引揚者住宅は。
○説明員(福田芳助君) 過去三年間の払い下げの、譲渡の状況を見ますと、

土地も県有地等であれば払い下げをしておるものが多いわけ

でございます。私の方の指導としましては土地と住宅を切り離すことなしに、できれば土地とともに払い下げるように、つまり

あとに問題が残らないように希望して処理しておりますが三年間の実績を申し上げ

ますと、昭和三十三年には千九十三戸譲渡、三十四年度は五百九十九戸、三十五年度は四百四十三戸、以上の戸数を地方公共団体において譲渡

しております。
○田中一君 これは住宅局長、今厚生省が同じ公営住宅のワケ内にあるものを片一方はほとんど払い下げをして、土地まで払い下げをしておる。また払い下げせよというふうな指令を出したに違ひない。これは宅地政策、住宅政策全般を見た場合には、相当考慮しなければならぬと思ふのですよ。むしろ全然払い下げしてはならぬというわけじゃないと思ひません。法律にはつきり

種、二種の住宅を作った。その地主が上にある物をそのまま居住者に売ってやってくれ、上物です、土地は貸しておく、住宅だけは売ってやってくれ、こういう申請はおのずから違ったケースになると思うが、その場合にはどういう指導をするつもりですか。

○政府委員(神田治君) 公営住宅も御承知のように用地取得等に補助金の出なかつたような時代もございました。借地で建設されておるものもございまして、ただまあ地主の協力の仕方でございますが、いろいろ個々の違うのじゃないかと思っております。できれば地主が相当協力願えるというふうであれば、そういうような所でも公営住宅の建てかえをしまして健全な市街地が形成されるようにできれば、指導していきたいというふうに考えておりますけれども、そのときの折衝等によりましていろいろ条件等もございまして、具体的な事例々々にかんがみましてこの対策をきめたいと思っております。

○田上松衛君 簡単なことなんです、住宅対策審議会の機構、組織といいますが、大体、法では三十五人以上をもって構成するとなつておるし、その内容は関係行政機関の職員、及び学識経験者をもって作るということになつておるわけです。現在総数幾らでそれで行政機関の職員と学識経験者の数はどういふ比率になつておるのですか。個人の名前は要りません。ただその数だけで。

○政府委員(神田治君) 総数は三十五名でございます。関係官庁といひましては大蔵、厚生、自治、経済企画庁、四人でございます。

○田上松衛君 四人、残り三十一名は学識経験者ですか。

○政府委員(神田治君) 学識経験者でございます。

○田上松衛君 こまかいことは要らないのですが、その運営の概要ですね、規則でいいますと、議事手続あるいは審議会の運営に必要事項は、互選されて就任した会長が定めるといふだけのことになつておるわけですが、これだけではちょっとわかりにくいので、これだけでも、現実はどういう運営をやっておられるか、要点だけ。

○政府委員(神田治君) 住宅対策審議会につきましては、住宅政策の重要な事項につきましては建設大臣が諮問をしまして、その諮問に應じまして審議した結果を答申するわけでございますが、いろいろ住宅問題につきましましては分野が広いものでございまして、必要に應じて部会等を設けまして、部会の審議の結果を総会に報告する、それで総会から建設大臣に答申をするというふうなことをいたしておるわけでございます。部会の名前をいましては、ただいま設けられてございましては経済部会、宅地部会、建設部会、それから全般的な問題としまして総合部会というものがございまして、なお必要に應じまして、たとえば三十四年度の公営住宅法の一部改正の場合などは、そのときの専門の部会を編成したわけでございます。

○田上松衛君 そのこまかい内容まで要らないのですよ。お聞きしたいことは、この計画案の諮問に應じて、たとえば審議をされた機関はそうした部会でなくして、全体のこの審議会自体であるかどうか。

○政府委員(神田治君) 昨年の八月二十九日にこの三カ年計画について諮問を行なつたのでございまして、これにつきまして八月三十一日に総会が開かれました。この総会で総合部会に付記されたわけでございます。ついで九月の二十六日に総合部会が開かれまして第一回の審議が行なわれたわけでございますが、今年の三月二日再び総合部会を開きまして三カ年間で十七万一千戸を建設するという計画を定めることが適当であるという決定が行なわれまして、同日に開かれました総合でこれが可決されて答申を受けたというわけでございます。

○田上松衛君 こう承知すればいいわけですね、この案を調査審議した回数とは二回だけであると、こういう工合に承知すればいいわけですね。

○政府委員(神田治君) 総合部会としては二回実質審議を行なつたわけでございます。

○田上松衛君 結局、答申した内容というものは、建設大臣が諮問を發したそのままであるのか。わかりやすく言うならば、調査審議の過程において何か特別の意見はなかつたのか。さらに言いかえるならば計画案をそのままうのみにしただけであつたのか、それとも別に格別の建議はなかつたかどうか。

○政府委員(神田治君) 建設大臣より諮問いたす場合の形式でございまして、三カ年計画をいかにいうに定めるべきかという諮問でございまして、諮問そのものは十七万一千戸という案を提示してはいないわけでございます。総合部会等におきまして、いろいろ事務局側としまして、もちろん、われわれ

も参画するわけでございますが、御相談しまして、十七万一千戸というのを事務局側の案として出すわけでございます。

○田上松衛君 いわゆる第四期計画といふことになるわけですね。この箇々の内容については、主として審議会の立案、あるいは意見、これに基づくものであるか。さっきのお話によりましてと、ただ十七万一千戸という大づかみの数字を出して、これをどういう工合にするかというように意図を徴されたようにしか受け取れないのですが、それはどうなんですか。

○政府委員(神田治君) 先ほどお答えいたしましたように三カ年計画をいかに定めるべきかというのが諮問の形式でございまして、形式のことを申しますと、十七万一千戸というものは、住宅対策審議会の方で自主的にきめた戸数でございます。ただし、幹事役というふうな形で事務局側に住宅局の人間も入っておりますので、政府予算に關係のあることでございまして、今年度の公営住宅のすでに政府部内としてきまつておりました予算額、さやうなものも当然自主的にきめる戸数の中にも勘案されまして決定されたわけでございます。

○田上松衛君 少し遊展りするようですけれども、ここに盛られた案以外に何か格別な建議というものはなかつたのか。

○政府委員(神田治君) 別にございせん。

○委員長(稲浦鹿藏君) ちょっと速記をとめて下さい。

(速記中止)

○田中一君 實際言いますと、地方公共団体は、住宅公団あるいは住宅金融公庫の施策よりも、この公営住宅を熾烈に要求しておるのです。これは、自治省の方はそういうことをお聞きになつておりませんか。

○説明員(佐々木嘉久治君) 私どももさやうな地方団体側からの意見があるというところは承知いたしております。田中一君 建設大臣に總括的に伺いますが、国会が始まると、私どもに、全国の知事から、何とか公営住宅を増加してもらいたいという要求が強いのです。それが、今回の第四期の計画を見ると、これではだんだん漸減していくのじゃないかというふうな気がするわけなんです。一番問題は、所得倍増十カ年計画というもののの中には、この住宅政策というものは相当大きなウェイトを占めて計画されておるわけなんです。しかし実際としては下がつてきております。ほんとうならば他の事業から比較するならば、むしろ住宅金融公庫、住宅公団等の施策もありましかれども、もっと伸びを示さなければならぬと思うのです。住宅局長も腹の中では何とも不満でたまらぬような気があろうかと思つたのです。従つて、今回の三カ年計画を出しになりましては、けれども、やはり、大臣がやたらにかねるものだから、あなたからの答弁でそれがいいかどうかからぬけれども、実際にあなた自身で東京にお住みになつていらつしやるのですけれども、どうお考えになつておられるか。住宅公団の住宅というものは中小都市には、いかなのです。すいぶん勤めてどうかと言つても行かないのです。住

宅金融公庫の資金も大体において大都市中心になつてゐるわけですね。地方の低開発地域の住宅対策というものは公営住宅に尽きるわけなんです。この配分に問題ですよ。この計画ができて上がつた配分の問題、もうおそろく住宅局長の手に元々の配分の構想はできていると思ひますけれども、中小都市の国の施策が及ばない地域に対しては優先的に配分をしなければならぬのではないかと私は考へてゐるのですよ。住宅公団は小さい中小都市に持つて行かないのですよ。なぜかというところ集金、管理等ができませんというのです。やはり相当集約的なものでなければならぬという原則のもとに計画が作られておられますから、この建設大臣どうお考へになるか。今度の計画の各府県に対する配分というものを、大臣に伺う前に住宅局長に一べん聞いておきましょう。

○政府委員(神田治君) この三カ年計画の原案作成にあたりましては、都道府県から三カ年の計画戸数というものを取り寄せて、その戸数をいろいろ検討いたしまして総戸数十七万一千戸というものを定めたわけでございます。それでこの計画が御承認いただけまると、さらにこれを都道府県のワタといたしまして計画を内示いたしまして、都道府県知事は所轄範囲の地方公共団体の長と折衝をいたしまして、地方公共団体ごとの建設戸数というものを立案しまして建設大臣の承認を求めるわけでございます。従ひまして、最終的な事業主体としての建設戸数というものは、この計画が承認になれば、それから都道府県知事が所轄の地方公共団体の長と相談をしてきめるという

ことになるわけでございます。ただ、この全体の計画を策定するにあたりまして、地方公共団体の建設計画戸数を取り寄せておりますが、それを拝見いたしますと、すでにたいだいま御指摘のありましたような、地方の人口移動といふものがかなり顕著に出て参りまして、ある県におきましてはすでに人口がどんどん減つていくといふふうなことで、建設戸数が前期の計画よりも減るような戸数のところもございまして、いすれにいたしましても、そういった実際の需要に應じて、なお今後の地域開発というふうなことも十分考慮しまして配分計画を定めるつもりでございます。

○田中一君 国民所得倍増計画では、今後低開発に対する格差をなくしようという政策がとられております。そうすると、これに並行して住宅政策もいかなければならぬものだし、おそろく、今は人口が少くない、しかしながら、新しい工業地帯としてこれから伸びようという計画は、やはり企画庁として持つてゐるはずで、従つてそういうものを十分配慮した上の政策をしなければならぬと思うのです。今、田上委員からの質問に答えて、総合部会が何ら十七万一千戸という戸数を示さなかつたという答弁をちょっとしてありますね、住宅局長は。そうじゃないですか。

○政府委員(神田治君) 総合部会におきまして十七万一千戸という戸数は、建設省が示してきめたんでなしに、形式上のことを申し上げますと、総合部会が独自に自主的な立場で戸数を策定したと、こういうわけでございます。必要な関係資料は建設省から全部取り寄せて調査をいたしております。

○田中一君 そこで、地方から要求されてきたその数字というものと十七万一千戸は同じですか。

○政府委員(神田治君) 若干開きがございまして、もちろん計画戸数よりも若干下回つておるわけでございます。

○田中一君 そうすると、十七万一千戸よりも下回つてゐるということなんですか。

○政府委員(神田治君) いや、地方の要望そのまゝをただ算術計算いたしますと十七万一千戸よりも多くなるわけでございます。

○田中一君 どのくらいになつておりますか、要求は。

○政府委員(神田治君) 二十一万程度になつております。

○田中一君 そこで、もとに戻るので、配分の問題に対して、今、あなたの方の言つてゐる地方の意見を聞いて、その配分しようといふことなんですか。けれども、それじゃ二十一万の要求に対する十七万一千戸を三カ年で配分するといふことであつて、そんなものは政治でも何でもないので、ここに国民所得倍増論というものがあつて、そうしてこれに合わせなければならぬというところは、これは答申案も、政府も、総理大臣もそれを言つております。むろん住宅建設の計画もこれは織り込んであるんだということになつておるのです。そういう面になると住宅局長でなくて、大臣に伺いますが、そういうものを考慮されてなさるつもりなのか。そうしてまた地方の要求が二十一万戸である、それが十七万一千戸と縮まつておるわけですか。それらをどういう工合に配分しようとしていく

か、大臣に一つ。

○国務大臣(中村梅吉君) お話のように、大体の配分の考へ方としましては、地方の各都道府県の要望及び需要状況を勘案いたしましてやつて参る考へ方でございますが、同時に、この所得倍増計画に伴う地方開発等と今後にらみ合せていかなければならぬことは、御指摘の通りだと思ひます。そこで、配分をいたしていきまゝのは三カ年として十七万一千戸の総ワタを御決定いただきますが、さしあたり配分をいたしますのは三十六年度分でございます。三十七年度は三十七年度として配分計画を立てるつもりでございます。それから、従つて今後地方開発計画、工業の分散等が進行するに伴ひまして、それと見合つた配分計画というものを、一つの要素として考へていくように指導して参りたいと思つております。

○田中一君 もう一点。常に三カ年計画が計画よりも実績が下回つておるのです。今回のこの第四期は完遂するようになつていただきたと思ふのです。

○国務大臣(中村梅吉君) 御指摘の点は確かに非常に重要な第一種、第二種の公営住宅が、過去の実績におきましては計画よりも下回つてきておりますので、まことにこの点、遺憾に存する次第で、今回の三カ年計画にあたりましては、私どもの立場といたしましては、従来のようなことでなしに完遂は行政指導等の面におきまして、万全を期して完遂するようにいたしたいと思ひます。

○委員長(稲浦鹿藏君) ほかに御質疑

はございませんか。——他に御発言もなければ、質疑は終了したものと認め、これより本承認案件についての討論を行ないます。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○田中一君 私は日本社会党を代表して本案に反対するものであります。以下その理由を申し上げます。

現在の住宅事情は政府の資料によりまして不足数二百数十万戸といわれれております。しかもこれら住宅難世帯は勤労低収入階層に圧倒的に多いことは、これまで多数の調査で明らかであり、世論調査におきましても公営住宅の建設を望む声が非常に多いのであります。政府は国民所得倍増計画に乗つて、住宅建設についても新十カ年計画を立て、住宅難の解消、居住水準の向上を言つておられますが、所得格差をますます増大してきてゐる現状に見て、はたして政府の施策をもつて住宅困窮者を救済することができるとか、か危ぶむものであります。すなわち、公営住宅のこれまでの計画と実績を見ますと、第二期、第三期と、政府施策住宅の中に占める割合はむしろ低下してきております。さらにわれわれが検討したところでは、今回提案の第四期計画においても、政府みずから立てておる五カ年間四百万戸の計画に對比してみると、政府施策住宅中に占める公営住宅建設の比率はさらに低下してゐることは明らかであります。このような低家賃住宅供給に対する施策の輕視は、地方公共団体の熾烈な要望を無視するものでもあり、われわれとしてはとうてい容認しがたいところであり、特にわが党は三十六年度予算案に

対して、第二種公営住宅五万戸の増加、従って、増額の組みかえ要求をしているわけであり、遺憾ながら本案に反対する次第であります。

○委員長(稲浦鹿藏君) ほかにございませんか。御発言もないようでございますから討論は終局したものと認め、これより本件について採決いたします。公営住宅法第六条第三項の規定に基づき、承認を求めるの件を問題に供します。本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(稲浦鹿藏君) 多数と認めます。よって本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書につきましては委員長に御一任願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時十一分散会

昭和三十六年四月十五日印刷

昭和三十六年四月十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局